

劇場・音楽堂等

感染症 基本対応 チェックブック

[本書の内容]

I. 平常時

普段の備え

II. 感染拡大時

施設チェックポイント

職場編

- ・職員（個人向け）
- ・勤務管理（管理職向け）
- ・職場環境

公演編

- ・基本的事項
- ・公演関係者に講じること
- ・来場者に講じること
- ・主催者に講じること

III. 感染者発生時

とるべき対応と手順

column

公立文化施設における
感染症への対応



文化庁委託事業
「劇場・音楽堂等基盤整備事業」

劇場・音楽堂等

感染症 基本対応 チェックブック

公益社団法人全国公立文化施設協会

この『劇場・音楽堂等 感染症基本対応チェックブック』は、劇場・音楽堂等での感染症防止対策における基本事項を分かりやすく解説し、各施設での取組に活かしていただくために作成したものです。

新型コロナウイルス感染症の拡大が劇場・音楽堂等の運営に大きな影響をもたらすなかで、全国公立文化施設協会では「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」(2020年9月改定)を作成し、劇場・音楽堂等の運営再開における指針を示してきました。本書ではその内容をふまえ、感染症・伝染病の予防対策の基本事項として、「平常時」「感染拡大時」「感染者発生時」で構成し、「感染拡大時」の部では「職場編」「公演編」として場面整理し、より実践的なものとしてご活用いただけるよう、また、コラムにて劇場・音楽堂等における感染症リスクマネジメントについてご理解を深めていただけるよう工夫しました。

別途付録として、①チェックリスト一覧、②広報物等にご使用いただけるイラスト素材集、③来場者カードのサンプルを、公文協ウェブサイトにて公開しておりますので、ぜひご活用ください。

感染症防止対策をとりながらの施設運営は、業務量の増加もさることながら、職員の皆様お一人おひとりにとって、不安を伴ったものであることと思います。そういったなかで、本書が少しでもお役に立ち、劇場・音楽堂等に関わるすべての皆様が、感染症と向き合いながらも、健やかに日々の職務を遂行いただけることを願っております。

末筆ながら、本書の発行にあたり、コラムの執筆及び全体監修をいただきましたMS&ADインターリスク総研株式会社の本間基照様、また関係者の皆様に、心よりお礼申し上げます。

令和2(2020)年11月
公益社団法人全国公立文化施設協会

イントロダクション	2
I. 平常時	3
普段の備え	4
II. 感染拡大時	7
施設チェックポイント	8
職場編	11
職員(個人向け)	12
勤務管理(管理職向け)	13
職場環境	14
公演編	15
基本的事項	16
公演関係者に講じること	18
来場者に講じること	20
主催者に講じること	21
III. 感染者発生時	23
とるべき対応と手順	24
column	
公立文化施設における 感染症への対応	26
関連業界ガイドライン	30
付録について	31
参考資料	32

イントロダクション

2019年12月、中国の武漢市で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染者が報告され、わずか数カ月の間にパンデミックといわれる世界的な流行となり、社会に様々な影響をもたらしました。

感染経路については本書のコラムでも触れられておりますが、新型コロナウイルスは、一般的に飛沫感染、接触感染等で感染します。閉鎖した空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。ただし、ウイルスは自分自身で増えることはできず、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えていきます。物の表面についてウイルスはしばらく残存します。プラスチックやステンレスの表面では72時間まで残存しているという情報もあります。

上記に示したようなこのウイルスの特性をふまえ、基本的な感染予防対策として、3つの密（密閉、密集、密接）を避ける、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い、換気を十分に行うことなどが推奨されています。また、十分な睡眠などで自己の健康管理をしっかり行い、体調不良の際は外出を控えることで、自己のみならず、他人に感染させないように徹底することも重要です。

感染者の増加などの予測は難しい中ではありますが、これからも、この新型コロナウイルスに限らず、新型インフルエンザなど未知の感染症のウイルスともうまく付き合っていくことが大切です。劇場・音楽堂等においても、引き続き、感染予防に対して最大限の対策を実施しながら、文化振興の拠点としての役割を果たしていくことが求められます。

すでに対策を講じておられる施設も多いかと思いますが、本書をとおして、対応内容を点検していただければ幸いです。

それでは、具体的に行っていただきたい感染予防対策について、本編でみていきましょう。

1. 平常時

感染症の未発生期、海外発生期、国内発生早期における対応です。

国内感染期・小康期に移行する前に必要な準備です。マニュアルの作成、備蓄品の準備、施設・設備の確認、連絡体制の確認、感染症発生時の対応態勢の確認、職員への周知徹底が必要となります。

普段の備え

施設として感染症を未然に防ぐことが、感染拡大時にスピーディーに対応できるポイントになります。また、感染リスク回避のためにも、長時間労働を繰り返さないなど、職員の労働環境が健全に保たれることも非常に重要です。

□不特定多数が触れる場所のリストアップをしていますか？

接触感染を防ぐために必要な対応です。正面玄関、ロビーやエントランススペースの入口、エレベーターのボタンやエスカレーターの手すりベルト、楽屋・控室・稽古場などのテーブル、椅子、電話、テレビのリモコンなどが該当します。

□備蓄品の確保・管理ができていますか？

例：消毒液・マスク・ペーパータオル・検温器具（職員用／来館者用）
備蓄品に対しては月に1～4回、2～6カ月ごとに1回など、使用頻度に沿って計画を立てて在庫のチェックを実施しましょう。

□空調設備の点検・管理は徹底していますか？

施設が興行許可を取得した際の換気機能（会場内は一人あたりの換気量20立方メートル／時以上）を確保しましょう。
また、空調設備の運用に加え各所の窓や扉の開放等により自然換気を図りましょう。

□感染症の発症者（あるいは感染が疑われる者）が発生した場合の連絡体制を構築していますか？

設置者、保健所、医療機関、公演主催者または関係者と体制を整えましょう。また、連絡体制の情報は、所管、部署内で共有しましょう。

□感染症等の蔓延時における文書を作成していますか？

感染症の発生段階（感染症の未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期）ごとに、必要な備蓄品、施設・設備に関する準備、連絡体制、感染症発生時の対応について、定めた文書を準備しましょう。

□感染症により、公演延期・中止となった場合の契約の取決めをしていますか？

設置者、公演主催者または公演関係者と、事前に公演実施における継続・延期・中止の指針を決めておきましょう。また費用の取扱いも決めておきましょう。



II. 感染拡大時

感染症の国内感染期・小康期における対応です。ここでは、感染症が発生拡大した場合に実践する基本的な対策事項を記載しています。公共施設として、職場として、そして公演等が行われる会場として、それぞれの機能に即したかたちで必要に応じて役割分担をしながら行っていきましょう。

施設チェックポイント

展示スペース(解放エリア)

- 消毒液の設置
- 不特定多数が触れる場所の消毒
- サンプル品は置かない

エレベーター

- ボタンの消毒

風の流れ
2方向換気

事務所

インフォメーション(チケットカウンター)

- 消毒液の設置
- パーテーションの設置

事務所

※詳細はp.11～
「職場編」参照

エスカレーター

- 手すりベルトの消毒

入口

- 出入口の制限
- もぎりの簡素化
- 消毒液の設置
- サーモグラフィー等
検温体制の整備

楽屋、控室、稽古場

- 消毒液の設置
- 不特定多数が
触れる場所の消毒

公演会場

- 空調設備の点検・管理
- 社会的距離の確保

楽屋口 搬入口

- 消毒液の設置

その他

- 貸出備品の取扱者を選定し、共有を制限
- 公演者と来場者の接触の制限

トイレ

- 消毒液の設置
- ハンドドライヤーの
使用控え

階段

- 手すりの消毒

ロビー(ホワイエ、開放エリア)

- 消毒液の設置
- 椅子・ソファ数の制限、撤去
- 不特定多数が触れる場所の消毒
- 休憩時間の時間差
- 飲食エリアの限定
- 使い捨て紙容器の使用

職場編

劇場・音楽堂等はお客様をお迎えする公共施設であると同時に、従事者の皆様にとっては、職場でもあります。一人ひとりが安心して勤務するために、職員向け、また、管理職向けに、行っていただきたい事項をまとめました。

職員(個人向け)

劇場・音楽堂等で職務に従事する皆様に行っていただきたい感染予防対策の基本的事項です。毎日お一人おひとりが徹底しましょう。

基本的事項

□ マスクの着用ができていますか？

飛沫感染を防ぐために必要な対応です。特に接客を伴う場合、飛沫感染、接触感染を防ぐために、マスク、フェイスシールド、手袋の着用、パーティションの設置を行いましょ。

□ こまめな手指の消毒、手洗いをしていますか？

接触感染を防ぐために必要な対応です。入退館時、各執務エリア間の移動時、事務機器等の取扱時、食事の前後などには、手指の消毒、手洗いをしましょ。

□ 大声を出さない、咳エチケットの徹底をしていますか？

飛沫感染を防ぐために必要な対応です。大声で話す通常の会話より飛沫の量は大きく増えます。

出勤前

□ 出勤前の検温ができていますか？

発熱をはじめ、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状があれば、自宅待機等の対応をとりましょ。



退勤後

□ ユニフォームや作業着のこまめな洗濯をしていますか？

接触感染を防ぐために必要な対応です。衣服等に付着したウイルスによる感染を予防します。

勤務管理(管理職向け)

管理職の方は、職員の方々が劇場・音楽堂等での勤務、または、在宅勤務をするにあたり、以下について講じてください。

□ 職員の緊急連絡先の把握ができていますか？

メールアドレスまたは電話番号等、全ての職員の緊急連絡先および連絡体制が整えられているか、あらためて確認をしましょ。

□ 職員の勤務状況の把握ができていますか？

出勤・在宅勤務・休暇を含め、いま、どこで、誰が、何の職務にあっているのか、職員の勤務状況を把握できるよう、体制を整えましょ。

□ 在宅勤務やオフピーク出勤等、ローテーションの工夫をしていますか？

劇場・音楽堂等の勤務体制はシフト制をとっている施設も多いかと思いますが、在宅勤務やローテーションなど、集団感染を予防するような工夫も心がけましょ。

□ 意思決定者の代行順位を定めていますか？

意思決定者が感染症にかかった場合、意思決定者の代行者が必要です。

□ 遠隔会議システムの導入をしていますか？

接触感染を防ぐために会議や打合せ等では、その内容にもよりますが、極力リモート対応をしましょ。また、実際に集まる場合は、対面にならない席配置とし、最低1メートルの(できるだけ2メートルを目安に)間隔を空けましょ。



職場環境

執務エリアについて、感染予防対策をしましょう。共有スペースに関する項目は、当番制にするなどの工夫も必要です。

①各執務エリア、共有スペース

不特定多数が触れる場所の消毒をしていますか？

接触感染を防ぐために必要な対応です。

テーブル・椅子の背もたれ・ドアノブ・電気や空調のスイッチ類・電話
・キーボード・タッチパネル・蛇口・手すり・エレベーターのボタン等

各部屋の入口に消毒液を設置していますか？

PC、事務用品の共用はできるだけ避けましょう。

事務所・会議室・休憩室 等

空調設備の運用、扉や窓を適宜開放し、換気をしていますか？

マイクロ飛沫感染を防ぐために必要な対応です。空調設備に加え、屋外に通じる扉や窓を開放し、換気に努めましょう。

②事務所(デスク周り)・会議時

パーテーションの設置をしていますか？

飛沫感染を防ぐために必要な対応です。対面から飛散する飛沫を浴びないための対策です。

着座位置の分散を図っていますか？

対面にならない席配置とし、最低
1メートルの(できるだけ2メートルを目安に)間隔を空けましょう。



公演編

劇場・音楽堂等では職員の皆様をはじめ、スタッフ、キャスト等の公演関係者やお客様を含め、様々な人が関わって、公演、催事、研修が行われます。ここでは、それらを総じて「公演編」とし、施設や事業の規模・特性に関わらず共通する感染予防対策を示しています。

基本的事項

以下の項目は、主催事業、貸館事業に関わらず、ご確認ください事項です。

□不特定多数が触れる場所の消毒ができていますか？

接触感染を防ぐために必要な対応です。

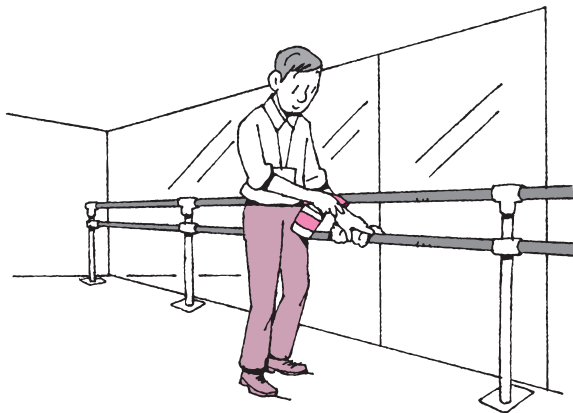
【施設全体】

テーブル・椅子の背もたれ・ドアノブ・電気や空調のスイッチ類・電話・キーボード・タッチパネル・蛇口・手すり・エレベーターのボタン等

【公演時に使用する各部屋(楽屋・控室・稽古場など)】

公演前、公演後の両方、消毒を行いましょ。

テーブル・椅子の背もたれ・ドアノブ・電気や空調のスイッチ類・電話・テレビのリモコン・手すり・楽器や貸出備品類等



□出入口に消毒液を設置していますか？

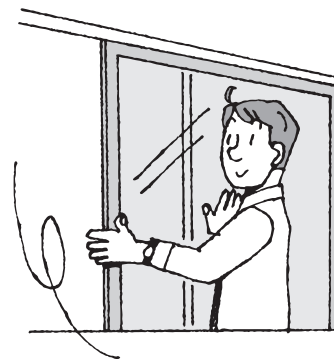
施設のエントランスだけでなく、楽屋、控室、稽古場など使用する各部屋の出入口に消毒液を設置しましょ。

□部屋の換気はできていますか？

マイクロ飛沫感染を防ぐために、空調設備に加え、屋外に通じる扉や窓は適宜開放し、換気に努めましょ。

空調設備については点検・

管理を徹底しましょ。



□貸出備品、機材の消毒は行いましたか？

接触感染を防ぐため、貸出の際は、前後に消毒を行いましょ。利用者にも消毒を呼びかけましょ。また、備品の取扱者を限定することで、不特定多数が触れる機会を減らしましょ。

□開場や退場の時間、休憩時間は余裕を持った設定になっていますか？または時間差になっていますか？

混雑による感染を防ぐため、開場時間を早めたり、退場時間を座席エリアごとの案内にしたり、休憩時間を多めに確保しましょ。

□チラシ・パンフレット・アンケートの手渡しをしていますか？

手渡しは極力避け、避けられない場合は手袋の着用を徹底しましょ。

公演関係者に講じること (主催事業の場合を想定)

ここでの「公演関係者」は、公演のために来館する方(スタッフ、キャスト)のことをさします。本項では、主催者として、公演関係者の方々に對して講じていただきたいことを記しています。施設内における行為、行動などに限定した基本事項となります。

公演前

□公演関係者への周知・広報はできていますか？

施設の取組に関する周知・来場時や貸出部屋でのお願い、個々の公演における感染防止策を含めた周知・広報に努めましょう。

□公演関係者の氏名及び 緊急連絡先を把握できていますか？

名簿は一定期間(概ね1カ月間)保持し、個人情報保護の観点から、取扱いに注意し、期間経過後は適切に破棄しましょう。また、感染経路の確認時など必要に応じて保健所等へ情報提供される可能性があることを事前に周知しましょう。

※個人情報の取得目的

収集した個人情報は、感染者発生時の緊急連絡先としてのみ利用し、他の目的では利用しません。個人情報保護法に基づき厳重に管理し、取得してから1カ月後に破棄します。また保健所等の公的機関に対して、求めに応じて提供することもあります。

□準備(仕込み・リハーサル)は 無理のないスケジュールになっていますか？

集団感染が発生しないよう、一定期間、同じ場所に大人数が密集することを避け、できるだけ短期間で、合理的に遂行できるような計画を作成しましょう。

□公演関係者の来館前の検温はできていますか？

発熱をはじめ、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等の症状があれば、自宅待機等の対応をとるよう周知しましょう。



公演中

□公演関係者は公演時を除き、 マスクの着用はなされていますか？

案内だけでなく、リハーサル、稽古等の準備期間を含め、マスク着用をはじめとした依頼事項がきちんと守られているか、確認するようにしましょう。

来場者に講じること (主催事業の場合を想定)

ここでの「来場者」は、公演の鑑賞等をするために来館される方のことをさします。施設として体制を整えることはもちろん、お客様自身の自己管理についても促していただくよう、ご案内する必要があります。

公演前

□感染予防策について来場者への周知・広報はできていますか？

施設の取組や来場時のお願いをウェブサイト、掲示物等でお知らせしましょう。また、実際にそれらが守られているかも、当日確認しましょう。

□サーモグラフィー等の検温体制は整っていますか？

新型コロナウイルスの感染症を疑う症状の1つに発熱があります。検温により該当者を確認することができます。

□来場者の氏名及び緊急連絡先を把握できていますか？

把握には、チケットシステム等も活用しましょう。当日券や、チケットシステムのご利用が難しいお客様には「来場者カード」へのご記入等をお願いしましょう。

※来場者カードのサンプルについてはp.31「付録について」をご参照ください。



主催者に講じること (貸館事業の場合を想定)

貸館事業の場合も、p.16-17で示したような基本的事項のほか、以下の項目をふまえた上で、公演主催者との役割分担を行いましょ。

公演前

□事業実施における感染予防策について、公演主催者に対し周知・要請ができていますか？

施設の取組や来場時のお願いのほか、施設が所在する都道府県の指針に従うこと、声援や、演出として来場者をステージに上げたりハイタッチ等の行為を避けること、ケータリング利用時の飛沫・接触感染への対策を行うことについても、周知・要請を行いましょ。

□公演関係者の氏名及び緊急連絡先のリストアップを主催者に要請しましたか？

名簿は一定期間(概ね1カ月間)保持し、個人情報保護の観点から、保管時の取扱いには注意し、期間経過後は適切に破棄することや、また、こうした情報が必要に応じて保健所等へ提供される可能性があることを事前に周知しましょ。

※「個人情報の取得目的」についてはp.18をご参照ください。



Ⅲ. 感染者発生時

ここでは、施設において感染者が発生した場合のとるべき対応と手順を示しています。従事者(従業者)、公演関係者、来場者など、想定されるパターンはいくつかありますが、いずれの場合も慌てず、ここに記載した初動対応を行いましょう。

とるべき対応と手順

感染予防対策をしっかりとっていたとしても、感染が発生する可能性はあります。また、すぐに感染したかどうかが判明しない場合もあります。ここでは、感染者や感染が疑われる方が発生した時の対応方法について、対象者別にまとめています。

従事者(従業者)の感染が疑われる場合

□対応するスタッフは、マスク、フェイスシールド、手袋、防護服等の着用及び消毒を徹底しましょう

救護する人への感染を防ぐために必要な対応です。防護服も発熱者が出た場合に備え用意することをおすすめします。

□速やかに、医療機関及び保健所へ連絡しましょう

対象者を別室へ隔離し、速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受けましょう。

□公表、施設の閉鎖、消毒

感染が確認された場合には、感染者が接触した可能性のある場所の消毒を行う必要があります。

※公表内容の例についてはp.25をご参照ください。



【公表内容の例】

感染者発覚の経緯
感染者の属性(従業者/公演関係者/来場者など)、感染者の症状・経過
感染者の行動歴、濃厚接触者の有無、保健所の判断など
すでに行ったり今後予定している公衆衛生上の対応・対策(施設の消毒作業、関係者への検査の実施など)
公演の継続・延期・中止や、代替日程の有無、払い戻し等についての情報

公演関係者・来場者の感染が確認された場合

□濃厚接触者^{*}の把握、追跡、公表

患者の感染可能期間は新型コロナウイルスの感染症を疑う症状を呈した2日前です。

保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力しましょう。

感染者が参加していた公演関係者、来場者へ連絡をしましょう。また、感染者が発生した公演の日時等の速やかな公表(ウェブ、マスコミ)と、対応窓口(電話)の設置が必要です。ウェブやマスコミを活用した関係者や来場者への呼びかけも検討しましょう。

公表の際は感染者のプライバシーに配慮しましょう。

※「濃厚接触者」

患者(確定例)の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護なしに患者(確定例)を診察、看護もしくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他：手で触れることの出る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、「患者(確定例)」と15分以上の接触があった者

出典：国立感染症研究所 感染症疫学センター「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」(2020年5月29日版)

□施設の閉鎖、消毒

感染が確認された場合は、感染者が接触した可能性のある場所の消毒を行う必要があります。

はじめに

SARS、MARS、新型コロナウイルスなど、新たな感染症が拡大、蔓延した場合、多くの人が来訪する公立文化施設では、より一層の感染拡大防止策が求められます。

本稿では公立文化施設における感染症への対応において、考慮すべき3つのポイントを解説します。1つめは感染拡大のメカニズムを知ること、2つめはガイドラインの記載事項を着実に実施すること、3つめは館のスタッフや来場者に感染者が発生した場合には迅速に対応することです。まずは感染症の発生段階ごとの対応を解説したのち、これらの3つのポイントを解説します。

1 感染症の発生段階ごとの対応

未知の感染症も含めて感染力の強い新型インフルエンザへの国の行動計画を定めたものが「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」となります。この計画は感染の段階に応じて対応方針が定められています。

感染の段階は「未発生期」「海外発生期」「国内発生早期」「国内感染期」「小康期」の5つに分けられています。具体的な対応を開始しなければならない段階は「国内発生早期」からとなり、感染予防策と事業継続の観点から検討します。

まずは「国内発生早期」の対応です。感染予防策の観点からは、スタッフ向けの啓発（咳エチケット、うがい、手洗い、マスク着用等）と備蓄品（消毒用アルコール、体温計等）の準備を行うことです。特に備蓄品は次の「国内感染期」に移行すると入手が困難になります。長期化を前提に必要な数を早めに準備します。またスタッフの出勤形態（自宅待機、在宅勤務、スタッフの同時感染を防ぐための交代勤務）も検討します。事業継続の観点からは、継続すべき重要業務の洗出しや、「国内感染期」を見据えての貸館事業や自主事業の実施・中止基準と中止時の関係者

への補償の検討を行います。また意思決定者が感染した場合を想定して権限移譲ルールを検討します。

次に「国内感染期」の対応です。感染予防策の観点からは、「国内発生早期」の対応を継続したうえで、前段階で検討したスタッフの出勤形態を実行に移します。事業継続の観点からは、重要業務以外の業務を休止するとともに、貸館事業や自主事業については、国や都道府県の方針に準じて中止、または規模を縮小しての継続を判断します。

「小康期」に移行した場合は、感染予防策を継続したうえで事業継続の観点からは、第二波や第三波を念頭に置いて、事業の復旧や中止・縮小を繰り返します。

【表：感染症の発生段階ごとの対応】

	感染予防策	事業継続
国内発生早期	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフ向けの啓発 ・備蓄品の準備 ・出勤形態の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要業務の洗出し ・事業の実施・中止基準の検討 ・中止時の関係者への補償の検討 ・権限移譲ルールの検討
国内感染期	<ul style="list-style-type: none"> ・上記継続に加え、検討した出勤形態の実行 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要業務以外の中止 ・国や都道府県の方針に準じて貸館事業や自主事業を中止、または規模を縮小しての継続
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・上記継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の復旧と中止・縮小の繰り返し

2 感染症への対応のポイント

(1) 感染拡大のメカニズム

感染症の主な感染経路は、①飛沫感染、②接触感染、③空気感染の3つです。

①飛沫感染は会話等によって飛散する飛沫で感染する経路です。感染は飛沫の飛散距離と接触時間に依存します。飛沫の飛散距離は1～2mとされていますので、この距離を目安にソーシャルディスタンスとして離れて会話を行うことが推奨されています。併せて飛沫の飛散を抑制する目的でマスクを着用し、飛沫を浴びないことを目的にアクリル板の使用やフェイスガードを着用するなど、これらの組合せによって、感染予防の効果を高めます。

②接触感染は手すりやドアノブ等に付着したウイルスが手などを經由

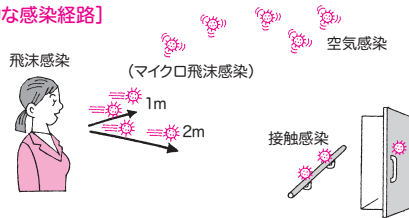
して感染する経路です。手が触れる場所を消毒するとともに、手を消毒することで付着したウイルスを減らし、感染を予防します。

③空気感染は空気中に浮遊するウイルスが体内に取り込まれることで感染する経路です。

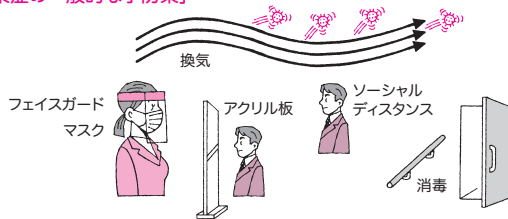
マイクロ飛沫感染とは飛沫感染と空気感染の中間です。飛沫とともに空気中に浮遊するウイルスが体内に取り込まれる感染経路です。換気を行うことで空気中のウイルスを減らして感染を予防します。

(注) 新型コロナウイルスの感染経路は空気感染ではなく、マイクロ飛沫感染と接触感染になります。

【図：感染症の一般的な感染経路】



【図：感染症の一般的な予防策】



(2) ガイドライン記載事項の着実な実施

感染拡大のメカニズムをふまえたうえで、公立文化施設特有の対応策を記載したものがガイドラインとなります。各館はこれらの記載事項を着実に実施したうえで、感染拡大防止に努めることが求められます。

もっとも、これらの感染予防策を着実に実施したとしても感染者の発生をゼロにすることはできません。このため、次項の感染者が発生した場合の対応を迅速に行うことが必要です。

なおガイドライン記載事項を実施しない状況のなかで感染者が発生した場合には社会的な批判が生じます。照会対応のほか、経緯の説明、再発防止策など、沈静化のために多大な時間を費やすことになります。

(3) 感染者が発生した場合の対応

館のスタッフや来場者に感染者が発生した場合には、更なる感染拡大防止を目的とした対応が必要になります。実施すべき事項は速やかな公表と休館です。

公表については、濃厚接触者である可能性が高い来館者が感染拡大を招く行動をとらないように促すことを目的に行います。全ての該当者を特定して連絡することが理想ですが現実的ではありません。マスクのほか、ホームページやSNSなど、あらゆる手段を使って事実を公表することで対応します。

休館については、その間に館内の消毒をするとともに、スタッフに感染者がいないことを確認したうえで再開します。

3 複合災害への対応

感染が拡大して出勤抑制や事業の中止、縮小が行われているなかで地震や水害などが発生した場合、十分な準備がなければ事業の円滑な継続は困難です。地震、水害、感染症など複数の災害が同時に発生することを複合災害といいます。この場合には、①初動対応と②復旧対応の2つの観点で見直す必要があります。ポイントは最小限のスタッフで対応することと、復旧の長期化を前提に考えることです。

①初動対応については、現場で対応しなければならないこととリモートでも対応できることを選別したうえで、最小限のスタッフ数で対応できるようにしておく必要があります。例えば意思決定や近隣の被害情報の収集は通信手段があれば現場にいらなくても対応は可能です。一方で館の被害状況の確認やけが人への対応などは現場にいないと対応することができません。

②復旧対応については、復旧にあたる事業者も出勤を抑制しているため、復旧作業の着手までには時間がかかります。

地震や水害、感染症など、館を取り巻く災害リスクは複雑化、多様化してきました。来館者の安全を守るためにも、まずは自然リスクに対する対応マニュアルを作成したうえで、これら災害が複数同時に発生した場合を想定した対応策を検討することも必要です。併せてスタッフに対しては研修などを通じて周知徹底することも忘れずに行ってください。

関連業界ガイドライン

(2020年10月時点)

◆音楽

●クラシック音楽公演運営推進協議会

構成：日本クラシック音楽事業協会 (<https://www.classic.or.jp/>)、日本演奏連盟 (<http://www.jfm.or.jp/>)、日本オーケストラ連盟 (<https://www.orchestra.or.jp/>)ほか
「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

●一般社団法人全日本合唱連盟 (<https://jcanet.or.jp/>)

「合唱活動における新型コロナウイルス感染症拡大防止のガイドライン」
「合唱活動時の感染防止対策汎用版」

●一般社団法人コンサートプロモーターズ協会 (<https://www.acpc.or.jp/>)

一般社団法人日本音楽事業者協会 (<https://www.jame.or.jp/>)
一般社団法人日本音楽制作者連盟 (<http://www.fmp.or.jp/>)

「音楽コンサートにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」

◆演劇

●緊急事態舞台芸術ネットワーク (<http://jpasn.net/>)

「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」

◆舞踊

●公益社団法人日本バレエ協会 (<http://www.j-b-a.or.jp/>)

「バレエ発表会等開催に際しての感染防止ガイドライン」

◆伝統芸能

●独立行政法人日本芸術文化振興会 (<https://www.ntj.jac.go.jp/>)

「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

◆会議、講演会、展示会、ギャラリー展示など

●一般社団法人日本コンベンション協会 (<https://jp-cma.org/>)

「MICE開催のためのガイドライン」

●一般社団法人日本展示会協会 (<https://www.nittenkyo.ne.jp/>)

「展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン」
「展示会業界におけるCOVID-19感染防止ガイドライン」クイックリファレンス

●公益財団法人日本博物館協会 (<https://www.j-muse.or.jp/>)

「博物館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

付録について

本書の付録として、「チェックリスト一覧」「イラスト素材集」「来場者カードサンプル」をウェブサイトで公開しています。

いずれも、館の状況に合わせた加工をしてご利用いただくことができます。
全国公立文化施設協会のウェブサイトからダウンロードしてご利用ください。

『劇場・音楽堂等 感染症基本対応チェックブック』

<https://www.zenkoubun.jp/publication/handbook.html>

◆チェックリスト一覧(ワードファイル)

本書のチェック項目を一覧表にしました。実際の作業を行う際、確認用にご活用ください。

◆イラスト素材集(JPEG画像)

チラシ・ウェブサイト等で自由に使用できる感染症対策に関するイラスト素材集です。イラスト単体も用意していますので、館の状況に合わせてご利用ください。



イラスト：松崎康彦

◆来場者カードサンプル(ワードファイル)

当日券や、チケットシステムのご利用が難しいお客様にご記入いただくための「来場者カード(日英表記)」のフォーマットです。

参考資料

- ・「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
全国公立文化施設協会 (https://www.zenkoubun.jp/covid_19/index.html)
- ・『学校・大学リスクマネジメントの実践』本間基照(同文館出版、2016年)
- ・『感染症専門医が普段やっている感染症自衛マニュアル』
佐藤昭裕(SBクリエイティブ、2020年)
- ・『免疫力を強くする』宮坂昌之(講談社、2019年)
- ・「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」内閣官房(2017年)
- ・『災害リスク情報<第91号>複合災害への備え』
MS&AD インターリスク総研(2020年)
- ・「新型コロナウイルス感染症について」厚生労働省HP
- ・「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)関連情報について」
国立感染症研究所HP
- ・国立感染症研究所 感染症疫学センター
「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」
(2020年5月29日版)
「積極的疫学調査実施要領における濃厚接触者の定義変更等に関するQ&A」
(2020年4月22日)
- ・神戸市中小製造業リスクマネジメントセミナー資料(2020年)



文化科学研究所

文化庁委託事業

劇場・音楽堂等基盤整備事業

『劇場・音楽堂等 感染症基本対応チェックブック』

発行日 令和2(2020)年11月

発行 公益社団法人 全国公立文化施設協会

〒104-0061

東京都中央区銀座 2-10-18

東京都中小企業会館4階

Tel. 03-5565-3030 Fax. 03-5565-3050

ホームページ <https://www.zenkoubun.jp>

E-mail bunka@zenkoubun.jp

監修 MS & AD インターリスク総研株式会社
本間基照

編集 株式会社文化科学研究所

デザイン 株式会社志岐デザイン事務所

イラスト 小島サエキチ

印刷 株式会社丸井工文社